

判決年月日	平成16年11月25日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第3部
事件番号	平成16年(行ケ)196号		
<p>「建設大臣」の文字からなる商標が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるとして、登録出願を拒絶すべきとした審決が支持された事例</p>			

(関連条文) 商標法4条1項7号

原告は、「建設大臣」の文字からなる商標について、指定商品及び指定役務を「財務会計処理用コンピュータソフトウェア」などとして商標登録出願したが、拒絶査定を受け、さらに不服の審判を請求したが、特許庁は、この商標は商標法4条1項7号に該当するとして不成立審決をした。

原告は、審決の判断が誤りであるとしてその取消を求めたが、本判決は、次のような理由を述べ、原告の請求を棄却した。

1 「建設大臣」の名称は、建設省が設置された昭和23年から、新たに国土交通省となった平成13年1月までの50年以上もの長期にわたり、建設省を統括する大臣名として、国民一般に広く知られているものである。その間、建設大臣は、その所管する建設省の所掌事務に関して、団体又は個人に対し、各種事業等の許認可、認定などを広く行ってきた。それらの建設大臣の許認可、認定等は、当該商品の販売者や当該役務の提供者において、建設大臣による審査を経た、公的な基準、規格等を満たした商品あるいは役務であることを示すものとして、「建設大臣認定」、「建設大臣認可」、「建設大臣指定」などのように、当該商品の品質や役務の質の優位性を表すために表示されている。

このように、建設大臣の名称は、長年にわたり、国の行政機関の長を示すものとして、広く一般国民に知られているだけでなく、実際の取引社会において、しばしば一定の商品や役務について行政機関による公的な基準、規格等を満たしていることを示す表示としても用いられ、これに対する国民の信頼も大きいものがある。

2 建設省は、中央省庁等の再編成に伴い国土交通省に統合され、建設大臣という大臣も存在しないこととなった。しかし、必ずしも国民一般の間で再編成後の各省庁の名称、事務分掌等が正確に認識されているとは限らないし、建設省ないし建設大臣の名称が、50年以上もの間、国民のよく知るところとして定着していたことや、現在でも、当時の建設大臣による許認可等の効力がそのまま残っているものもあり、それらに対する国民の信頼も失われているとはいえないことなどを考えると、なお建設大臣という名称に対して国民一般が抱く公的な名称としての認識がなくなったとみることはできず、「建設大臣」という名称から、従来の建設省の長たる大臣、あるいは、建設に関する行政分野を統括する大臣という観念を想起することは十分考えられる。

3 「建設大臣」の文字よりなる本願商標をその指定商品及び指定役務について使用した場合には、その需要者、取引者に対し、それらが従前の建設省の所掌事務を統括してい

た建設大臣と関わりがあるかのように、あるいは建設に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように、誤信させるおそれがあることは明らかであり、その登録を認め、指定商品及び指定役務について独占使用権、排他権を付与することは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するというべきである。

商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、このように、当該商標を使用することにより、国民の行政への信頼を損ねるなど、社会公共の利益に反することになるものも含まれると解すべきである。